

V．基準項目

3．ネットワークサービス事業者基準

(1) 管理体制の整備

- ・ネットワークサービス事業者の要員の業務範囲を明確にすること。
- ・不正アクセスを発見したときの連絡体制及び復旧手順を確立し、周知・徹底すること。

(2) ネットワークサービスユーザ管理

- ・ネットワークサービス事業者及びネットワークサービスユーザの責任範囲を明確にすること。
- ・ネットワークサービス事業者が提供できるセキュリティサービスを明示すること。
- ・ネットワークサービスユーザとの連絡体制を複数確立し、周知・徹底すること。
- ・不正アクセスを行ったネットワークサービスユーザに対するサービスを制限できる仕組みを確立すること。
- ・ネットワークサービスユーザから要求があった場合、本人の利用情報等を開示すること。
- ・ネットワークサービスユーザへの不正アクセスを監視できる仕組みを確立すること。
- ・ネットワークサービスユーザの利用情報等を記録できる仕組みを確立すること。

(3) 情報管理

- ・ネットワークサービスユーザの情報は、厳重に管理すること。
- ・ネットワークサービスユーザの情報を公開する場合は、本人の了解を得ること。
- ・ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。

(4) 設備管理

- ・ネットワークサービスに係る機器は、許可を与えられた者以外立ち入れない場所に設置し、厳重に管理すること。
- ・ネットワークサービスに係る機器の管理が常に可能な仕組みを確立すること。
- ・ネットワークサービスに係る機器を遠隔管理する通信回線は、複数確保すること。
- ・ネットワークサービスユーザにサービスを提供するネットワークは、他の業務のネットワークと分離すること。
- ・特定のサービスに関する情報は、そのサービスに関連した機器に限定して流すこと。

(5) 事後対応

- ・異常の連絡を受けた場合又は異常を発見した場合は、速やかに原因を追究すること。
- ・不正アクセスであることが判明した場合は、関係者と協調して被害の状況を把

握すること。

- ・関係者と協調して不正アクセス被害の拡大を防止するための処置を行うこと。
- ・事前に確立した復旧手順を遂行し、関係者と協調して不正アクセス被害の復旧に努めること。
- ・不正アクセス被害の原因を分析し、関係者と協調して再発防止策を行うこと。
- ・不正アクセス被害の拡大及び再発を防止するため、必要な情報を経済産業大臣が別に指定する者に届け出ること。

(6) 情報収集及び教育

- ・セキュリティ対策に関する情報を随時収集すること。
- ・ネットワークサービスユーザがセキュリティ対策を行う場合に必要な情報を提供すること。
- ・ネットワークのセキュリティ上の問題及びその対策に関する十分な情報を提供し、必要に応じてその情報を活用するための教育をすること。

(7) 監査

- ・ネットワークサービス事業者が行う不正アクセス対策の実効性を高めるため、システム監査の報告を受け、必要な措置を講ずること。